

## 愛媛県部活動改革に係る包括的なシステム開発・運用保守委託業務 企画提案募集要領

本募集要領は、愛媛県部活動改革に係る包括的なシステム開発・運用保守業務を委託するにあたり、優れた企画力や遂行力を持つ事業者の創意工夫やノウハウの活用が重要であることから、最も適切な創造力、企画力、技術力、運営経験等を有する事業者に委託するために実施する公募型プロポーザル（企画提案募集）方式の手続きについて、必要な事項を定めるものである。

なお、本業務は、国の補助金を財源として実施する事業であり、国の交付決定及び愛媛県の令和8年度当初予算の成立を前提に行うものである。そのため、国の交付決定がなされなかった場合又は減額された場合や、県の予算が原案どおり成立しなかった場合などには、業務内容の変更や業務実施そのものを、中止する等の可能性がある。本業務が実施されない場合、企画提案者はそれまでに発生した一切の費用を請求することはできない。

### 1 業務の目的

令和5年度から全国的に取り組まれている「公立中学校部活動の地域展開」において、地域クラブ活動指導者の確保、地域クラブ活動の運営、生徒・保護者への情報提供、学校との連携等、多岐にわたる関係者間の情報共有・マッチングが課題となっている。

本県においても、県下の公立中学校における部活動の地域展開を推進するに当たり、地域クラブ活動指導者（指導補助、見守りその他活動をサポートする人材を含む）・地域クラブ活動運営者・生徒保護者・自治体・学校等の関係者が一元的に情報を発信・取得し、相互にマッチングできる仕組みの構築が急務となっている。

そこで、単なる人材バンクや求人掲載にとどまらず、人・物・情報が相互にマッチングする愛媛県独自のプラットフォームを構築し、部活動の地域展開における関係者間の円滑な連携を実現することを目的とする。

### 2 業務の内容等

#### (1) 業務名

愛媛県部活動改革に係る包括的なシステム開発・運用保守委託業務

#### (2) 実施期間

契約締結の日から令和11年3月31日まで（3年間）

【内訳】・開発業務 契約日から令和9年3月31日

・運用保守業務 令和9年4月1日から令和11年3月31日

※ただし、令和9年1月1日から令和9年3月31日までは試験運用期間とする。

※令和9年度以降において、愛媛県の歳出歳入予算の金額について減額又は削除があった場合は、本業務を終了することがある。

#### (3) 業務の内容

別紙仕様書のとおり

#### (4) 委託料の上限額

73,612,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

※本上限額は、令和8年度中（契約締結の日から令和9年3月31日まで）の本業務実施に要する額であり、令和9年度以降の上限額については、別途協議の上、年度ごと

に定めるものとする。

※本業務が実施されない場合、企画提案者はそれまでに発生した一切の費用を請求することはできない。

### 3 企画提案の応募資格・条件

本企画提案に参加しようとする者は、以下の資格要件を全て満たす者とする。

- (1) 愛媛県知事の審査を受け、令和8～10年度における製造の請負等に係る競争入札参加資格者名簿に登録されている、又は契約締結までに登録が予定されていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定（一般競争入札参加者の資格）のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 国または地方自治体から競争入札の参加資格停止を受けていない者であること。
- (4) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生開始の申立て及び破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。
- (7) 過去3年の間に、国または地方公共団体等が発注する類似・関連事業の受託実績があること。
- (8) 下記の企業認証の何れかを取得している者であること。
  - ・情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証
  - ・「プライバシーマーク」認証
- (9) 共同企業体で参加しようとする場合は、代表者、構成員ともに（1）～（8）の資格要件を満たすこと。なお、構成員として参加する場合、同時に単独での参加はできない。

### 4 スケジュール（予定）

本募集等に係るスケジュールは次のとおり。

内容	日付	対応様式
企画提案募集開始	3月13日（金）	—
参加表明書及び質問書提出期限	4月6日（月）	様式1, 3, 4, 5
提案書提出期限	4月21日（火）	様式6～9
審査会（プレゼンテーション）	4月27日（月）	—
審査結果通知（書面）	5月下旬	—

※上記スケジュールを変更する場合には、参加表明者に対して連絡を行う。

※各日において、受付時間は執務時間中（月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前8時30分から午後5時まで）。

### 5 応募書類

- (1) 参加表明書の提出

**提出期限 令和8年4月6日（月）午後5時まで**

- ① 参加表明書（様式1） 正本1部 ※共同事業体は様式1-1を添付すること。

- ② 誓約書（様式3） 正本1部 ※共同事業体は様式3-1,3-2を添付すること。
- ③ 類似・関連事業の実績一覧表（様式4） 正本1部
- ・過去に国又は地方公共団体から受注した同様又は類似の業務実績について、その内容を記載すること。
  - ・上記に記載した類似・関連事業の概要説明書（様式任意）を添付すること。
- ④ 付属書類 各1部
- ・会社等の概要（様式任意、既存のパンフレット等可）
- ※参加を取り下げる場合は、4月21日（火）までに参加辞退届（様式2）正本1部を提出すること。

(2) 質問書について

**提出期限 令和8年4月6日（月）午後5時まで**

- ① 質問書（様式5）
- ・様式を用いて電子メールにより提出すること。
  - ・電子メールの件名は、「プロポーザル質問」とすること。
  - ・電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。
  - ・質問に対する回答は、質疑応答集を作成し、参加表明書を提出した全ての者に、電子メールで送信する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

(3) 企画提案書の提出

**提出期限 令和8年4月21日（火）午後5時まで**

- ① 企画提案書表紙（様式6） 正本1部
- ② 企画提案書（様式任意） 10部（うち正本1部）、電子データ（PDF形式）
- ・業務仕様書に基づき、企画提案書を作成すること。
  - ・A4判両面印刷で20枚（片面40ページ）以内で作成すること。
  - ・業務仕様書に基づき、提案者のノウハウ、企画等を提案し、特色が分かりやすいものとする。具体的には、下記の項目、内容を踏まえ、企画提案書を作成すること。なお、図表等を用いることも可能である。
  - ・企画提案に際しては、委託金額に影響を与えない範囲の内容で行うこと。
- ③ 費用見積書（様式7） 正本1部
- ・見積に係る積算内訳書を別途添付すること（様式任意）。
- ④ 費用見積書（様式8） 正本1部
- ・令和9年度以降における一ヶ月あたりの運用・保守費用の見積書。
- ⑤ 事業の統括責任者・従事予定者一覧表（様式9） 正本1部
- ・本業務の執行にあたり、十分な経験を有する者を統括責任者とする。
  - ・参考となる履歴、資格等がある場合はその旨を記載すること。
  - ・提出後の総括責任者等の変更は、愛媛県がやむを得ない事情があると認める場合を除きできないものとする。

(4) 提出方法

- ・原則、直接持参又は郵送（締切日必着）で提出すること。
- ※押印省略が可能な様式については、電子メールでの提出も認める。

- ・上記5（2）①質問書は電子メールでの提出のみとする。
- ・上記5（3）②企画提案書については、電子メールでも提出すること。

#### (5) 提出先

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4-2

愛媛県教育委員会事務局管理部 保健体育課教育指導グループ

メール：hokentaiiku@pref.ehime.lg.jp

※組織改正等に伴い提出先に変更がある場合は、参加表明者に対して連絡を行う。

※各様式の押印を省略する場合の送付先メールアドレスは、個別にお知らせするので、10（問い合わせ先）に記載の担当者まで連絡すること。

#### (6) 公正な企画提案審査の確保

- ・参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- ・参加者は、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。
- ・参加者は、業務予定者の選定前に、他の参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。
- ・参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案審査を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案審査に参加させず、又は企画提案審査の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

#### (7) 留意事項

- ・応募申込に要する費用は、応募者の負担とする。
- ・提出された書類は返却しない。書類は応募者に無断で二次的な使用は行わない。
- ・企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めない。ただし、愛媛県から書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加書類の提出を求められることがある。
- ・提案内容に含まれる特許権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負う。
- ・書類提出に当たって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

## 6 委託先の選定

### (1) 選定方法等

委託候補者選定のため、審査会を設置し、提出された企画提案書等により内容審査・評価を行った後、最低基準を満たし、かつ最も優れた提案内容を行ったものを契約候補者として選定する。

### (2) プレゼンテーション

必要に応じ、時間、場所及び実施内容等に係る詳細通知を行った上で、企画提案者によるプレゼンテーションを実施する場合がある。

なお、プレゼンテーションを実施する場合において、応募者が多数（6者以上）のときは、審査会において企画提案書による事前審査を行い、当該審査を通過した者のみを対象とする。

### (3) 審査実施方法等

- ・プレゼンテーションでの配分時間は、準備5分、説明20分、質疑応答10分を目安とする。なお、提出期限までに提出した「企画提案書」での説明とし、プレゼンテーションでの追加資料の提出や新たな提案は認めない。
- ・企画提案者は、提出した応募書類（5（3）①～⑤）全てについて説明を行うこと。
- ・プレゼンテーションは、「Zoom」を利用し、県が提案者を招待する形で実施する。提案者は事前に「Zoom」を利用できるよう必要な準備を行うこと。
- ・プレゼンテーションは、原則として、本業務を受託する際の統括責任者が行うこと。
- ・提出書類及びプレゼンテーションの内容は非公開とする。
- ・当日のプレゼンテーション時間等の詳細は別途通知する。

### (4) 審査基準

次に掲げる項目を総合的に評価して行う。

評価項目	評価の着眼点
業務内容の理解度	・ 事業の目的を十分に理解した提案であるか。
提案内容の優良性	・ 具体性、妥当性、実現可能性を伴い、優れているか。 ・ 導入後の成果や継続性、発展性が見込まれるか。
提案内容の独創性	・ 業務目的達成に向けて実効性を高める観点での独自の発想や提案が盛り込まれているか。
業務遂行の安定性	・ 業務遂行の実施体制は適切か。 ・ 業務工程ごとのスケジュールは適切か。
専門知識	・ 業務を遂行するための必要十分な知識・知見を有し、活用されているか。
経費	・ 業務目的、内容に即した適切な経費が計上されているか。 ・ 経費内訳は明確かつ適切に記載されているか。 ・ 後年度における運用・保守費用は適切か。

### (5) 審査結果

- ・審査対象となった提案の応募者に対し、審査結果を書面で通知する。
- ・審査内容については公表しない。審査結果についての異議申し立ても認めない。

## 7 欠格事項

応募者が次のいずれかの要件に該当する場合は、失格とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89条）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合
- (2) 審査等に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (3) 本募集要領に違反又は著しく逸脱した場合
- (4) 同一の応募者が二つ以上の提案書を提出した場合
- (5) 発表済の内容と酷似した提案を行った場合
- (6) その他不正な行為があった場合

## 8 契約締結

### (1) 契約の締結

契約については、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、契約候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行い、愛媛県と契約候補者の双方が合意に至った場合に、契約候補者から見積書を徴し、愛媛県が定めた予定価格の範囲内であることを確認し、委託契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、書類審査において次点となったものを最優秀提案者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結する。

### (2) 契約条項等

別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定によることとする。

### (3) 契約書の作成

- ・ 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- ・ 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

## 9 著作権等の取扱

- ・ 成果品に含まれる第三者の著作権、肖像権、その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は受託料に含むものとする。
- ・ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応する。
- ・ 著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、愛媛県と受託者で協議の上、処理する。

## 10 問い合わせ先

愛媛県教育委員会事務局管理部保健体育課教育指導グループ 毛利

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4-2

TEL：089-912-2981

メール：hokentaiiku@pref.ehime.lg.jp